

個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	
------	------------	-----	--

別表十一(一) 令六・四・一以後終了事業年度分

債権者	住所又は所在地	1					計
	氏名又は名称 (外国政府等の別)	2	()	()	()	()	
個別評価の事由		3	令第96条第1項第1号該当	令第96条第1項第1号該当	令第96条第1項第1号該当	令第96条第1項第1号該当	
同上の発生時期		4	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
当期繰入額		5	円	円	円	円	円
繰入限度額の計算	個別評価金銭債権の額	6					
	(6)のうち5年以内に弁済される金額 (令第96条第1項第1号に該当する場合)	7					
	(6)のうち担保権の実行による取立て等の見込額	8					
	(6)のうち他の者の保証による取立て等の見込額	9					
	(6)のうちその他による取立て等の見込額	10					
	(8) + (9) + (10)	11					
	(6)のうち実質的に債権とみられない部分の金額	12					
	(6) - (7) - (11) - (12)	13					
	令第96条第1項第1号該当(13)	14					円
	令第96条第1項第2号該当(13)	15					
繰入限度額	令第96条第1項第3号該当(13) × 50 %	16					
	令第96条第1項第4号該当(13) × 50 %	17					
	繰入限度超過額 (5) - ((14)、(15)、(16)又は(17))	18					
	貸倒実績率の計算の基礎となる金額の明細額の						
貸倒実績率の計算の基礎となる金額の明細額の	貸倒れによる損失の額等の合計額に加える金額 (6)の個別評価金銭債権が売掛債権等である場合の(5)と((14)、(15)、(16)又は(17))のうち少ない金額	19					
	貸倒れ額の前期の個別評価金銭債権の額 (前期の(6))	20					
	(20)の個別評価金銭債権が売掛債権等である場合の当該個別評価金銭債権に係る損金算入額 (前期の(19))	21					
	(21)に係る売掛債権等が当期において貸倒れとなった場合のその貸倒れとなった金額	22					
	(21)に係る売掛債権等が当期においても個別評価の対象となった場合のその対象となった金額	23					
貸倒れ額の明細額の	(22)又は(23)に金額の記載がある場合の(21)の金額	24					